



平成30年5月31日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査に係る
原子炉設置変更許可申請の補正（2回目）について

当社は、平成26年5月20日、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査申請※を原子力規制委員会に行い、平成29年11月8日には審査の内容を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書（1回目）を同委員会に提出しました。
（平成29年11月8日 お知らせ済み）

1回目の補正書提出後も継続して原子力規制委員会による審査が進められてきましたが、それらの内容等を反映した2回目の補正書を、本日、同委員会に提出しました。

また、今回の補正書の内容を反映した新增設等計画書（変更）を安全協定に基づき、茨城県、東海村へ提出しました。

当社としては、引き続き原子力規制委員会による審査に真摯に対応するとともに、東海第二発電所の安全性、信頼性の向上と地域の皆様方への情報提供に積極的に取り組んでまいります。

※原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請

添付資料：東海第二発電所 新規制基準への適合性確認審査に係る原子炉設置
変更許可申請の補正書（2回目）（概要）

以 上

参考資料

- ①東海第二発電所 茨城県原子力安全協定に基づく新增設等計画書（変更）の概要
について
- ②新增設等計画書（変更）

東海第二発電所 新規制基準への適合性確認審査に係る
原子炉設置変更許可申請の補正書（２回目）（概要）

1. 補正書（２回目）の位置付け

1 回目の補正書（平成 29 年 1 月 8 日）を提出して以降の審査の内容等を反映し、本日、原子力規制委員会に提出。

2. 補正書（２回目）の主な内容

項目	補正内容
内部溢水	①施設定期検査中の原子炉棟6階に対する溢水防護方針の変更 ・施設定期検査中は原子炉ウェル等が水張状態となる特徴を踏まえ、原子炉棟6階の溢水は、止水板の設置、床ドレンファンネル閉止等により下階へ流下させず、使用済燃料プール等へ導き戻す運用に変更
設備・手順	②原子炉スクラム時にATWS（スクラム失敗事象）が発生した場合における手順の変更 ・迅速性や確実性を考慮し、ほう酸水注入系起動を優先して実施 ③現場手動操作による原子炉隔離時冷却系（RCIC）起動操作の追加 ④電源供給手段の追加整備（自主対策設備活用） ・自主対策設備として緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等を追加
有効性評価	⑤原子炉冷却材の流出における評価条件の変更 ・評価対象のプラント状態の変更（通常運転水位→原子炉ウェル満水）
被ばく線量評価	⑥格納容器ベント実施時（炉心損傷前）における敷地境界の線量評価の追加 ・非居住区域境界の線量評価に加えて、敷地境界の評価を追加 ⑦被ばく評価におけるコンクリート密度の変更等 ・遮蔽として期待する壁の評価条件として、調合比に基づく保守的なコンクリート密度に変更。また、遮蔽として期待する壁を変更
体制・共用	⑧廃止措置中の東海発電所で事故が発生した場合における東海第二発電所の災害対策本部体制への影響考慮 ・東海第二発電所の災害対策本部体制は、東海発電所の体制とは原則として別組織とすることに変更 ・緊急時対策所、通信連絡設備の一部（衛星電話、TV会議他）を共用し、安全性の向上と共用による悪影響がないことを確認

以上